

平成 27 年 1 月 8 日【第 443 回】

★ ～ 110 番の適正な利用について ～ ★

『今朝は県警通信指令課の泉さんにスタジオへ来ていただきました。
早速ですが、今朝のテーマはなんでしょう？』

今日は「110 番の適正な利用」についてお話ししたいと思います。

『それでは、テーマに入る前に、通信指令課での業務内容について簡単に教えて下さい。』

通信指令課は、沖縄県全域からの 110 番通報を受け、各警察署またはパトカー等に対し、初動警察活動を迅速的確に指揮指令して、被害の拡大防止や犯人の早期検挙を達成する役割と責任を負っている部署であります。

『わかりました。それでは、110 番の始まりはいつ頃ですか。』

110 番は、事件事故の発生直後に、被害の拡大防止や犯人の早期検挙を目的とした警察と県民を結ぶ緊急通報用の警察電話であり、昭和 23 年に東京都、大阪市、福岡市などの主要 8 都市で運用されたのが始まりです。

沖縄県では、昭和 30 年に運用が開始されて以来、県民の安全・安心を守る緊急専用の警察電話、そして、県民と警察を結ぶ絆として広く定着してきました。

『県内の 110 番通報の特徴等がありますか。』

平成 26 年中の 110 番通報件数は、前年、つまり平成 25 年中より約 1 万件多い、約 20 万 3,000 件の通報がありました。

平成 26 年中の全国統計が未確定でありますので、平成 25 年中の確定値を見てお話ししますと、当県では平成 25 年中の 110 番通報は約 19 万 3 千件におよび、1 日平均 527 件ありました。

その数は、九州では福岡県に次いで 2 番目に多く、警察署では、1 日平均 132 件の通報があった那覇警察署が全国最多となっています。

本県の 110 番通報の特徴としては、深夜から早朝にかけての泥酔者の路上寝を始め、飲酒絡みの事件事故等の通報が多いことが挙げられます。

また、本県の 110 番通報は、5 割弱が緊急性のない「相談・要望」、「各

種照会」などであり、そのうち約2割が「いたずら電話」であり、真に緊急を要する事件事故の受理に大きな障害となっている現状があります。

『それでは、緊急性のない「相談・要望」や「各種照会」はどちらに連絡すればよいのですか。』

緊急性のない事案は警察相談専用の「#9110」に電話していただくか、各警察署の代表電話に電話して相談係へ繋いでもらって相談するか、相談窓口を訪ねられて相談していただきたいと思います。

それでは、110番通報する際に注意すべき点がありますか。

まず最初に知っていただきたいのは、110番通報をすると、管轄する警察署に繋がるのではなく、警察本部の通信指令課に繋がるということを知って頂きたいと思います。

それが理解されていないせいか、事件事故の発生場所を通称名で通報してきたりすることがあり、場所の特定に困る場合があります。

次に、110番通報する際には、落ち着いていただきたいということであり

ます。事件事故に遭遇した場合、誰もが動揺しますが、通報の際には、一度落ち着きを取り戻し、「何があったか」、そして「場所」、「時間」、「犯人の特徴」、「犯人の逃走方向・逃走手段」、「現在の状況」、「住所・氏名」について落ち着いて通報していただきたいと思います。

また、先程、110番通報で「いたずら電話」もあるとご説明しましたが、「いたずら電話」は法令違反で検挙される場合がありますので、ご注意願いたいと思います。

『県警では、これら110番通報についての広報活動も行っているのですか。』

はい。

毎年1月10日を「110番の日」と定め、各警察署において各種イベントを実施して110番の適正な利用方法についての広報啓発活動を行っています。

本年は

メインスローガンに、「安心の 心をつなぐ 110番」

サブスローガンに、「悩みごと 話して安心 #9110」

を掲げ、各種活動を通じて広報啓発活動を実施していきます。

『最後に、県民の皆様に対するお願いがあるとは伺っておりますが、そのことについてよろしくお願いします。』

はい。

県警察におきましては、安全安心な沖縄県を実現すべく、これからも、各種犯罪や事故の未然防止に努めるとともに、犯罪の脅威にさらされている県民一人一人の安全を守るため、1分1秒でも早く警察官を臨場させ、被害の拡大防止、及び事件事故等各種事案の早期解決に努めてまいりますので、今後とも、警察の諸活動、及び110番通報制度の趣旨を御理解いただき、110番の正しい利用について一層の御協力をお願い申し上げます。

『今朝は県警通信指令課の泉さんにお話をうかがいました。
どうもありがとうございました。』